

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その1)

令和7年(2025年)



## 目 次

議案第 48 号	令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）に係る専決処分の承認について	5
議案第 49 号	市道路線の廃止について	16
議案第 50 号	市道路線の認定について	27
議案第 51 号	工事請負契約の変更について	30
議案第 52 号	工事請負契約の変更について	33
議案第 53 号	負担付き寄附による現金の受納について	36
議案第 54 号	指定管理者の指定について	37
議案第 55 号	指定管理者の指定について	38
議案第 56 号	指定管理者の指定について	39
議案第 57 号	公有水面埋立に関する意見の提出について	40
議案第 58 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	44
議案第 59 号	鎌倉歴史文化交流館の企画展に係る業務に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	45
議案第 60 号	鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定について	46
議案第 61 号	鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第 62 号	鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 63 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 64 号	地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 65 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	65
議案第 66 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第 67 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第 68 号	令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）	73
議案第 69 号	令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	80
議案第 70 号	令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	84
報告第 18 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	86
報告第 19 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	87

報告第 20 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について .....	88
報告第 21 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について .....	89

議案第 48 号

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）  
に係る専決処分の承認について

次の令和 7 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 7 年（2025 年）11月 4 日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年（2025 年）12 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第4号）

令和7年度鎌倉市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,061千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,014,786千円とす  
る。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」  
による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 14,610,558	千円 3,128	千円 14,613,686
	10 国庫補助金	3,889,898	3,128	3,893,026
80 繰越金		711,396	7,933	719,329
	5 繰越金	711,396	7,933	719,329
	歳 入 合 計	82,003,725	11,061	82,014,786

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
40 観光費		411, 118	11, 061	422, 179
	5 観光費	411, 118	11, 061	422, 179
	歳 出 合 計	82, 003, 725	11, 061	82, 014, 786

令和7年度一般会計会計  
歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
55 国庫支出金	14,610,558	3,128	14,613,686
80 繰越金	711,396	7,933	719,329
歳入合計	82,003,725	11,061	82,014,786

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
40 観光費	千円 411,118	千円 11,061	千円 422,179
歳出合計	82,003,725	11,061	82,014,786



2 歳 入

55款 国庫支出金	3,128千円
10項 国庫補助金	3,128千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
35 観光費補助金	23,263	3,128	26,391
計	3,889,898	3,128	3,893,026

80款 繰越金	7,933千円
5項 繰越金	7,933千円

5 繰越金	711,396	7,933	719,329
計	711,396	7,933	719,329

節		説 明
区 分	金 額	
5 観光費補助金	千円 3,128	千円 ○オーバーツーリズム未然防止等補助金（1／2～2／3） 3,128

5 前年度繰越金	7,933	○前年度繰越金	7,933

3 歳 出

40款 観光費	11,061千円
5項 観光費	11,061千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 観光振興費	千円 171,107	千円 11,061	千円 182,168	千円 3,128	千円	千円	千円 7,933
計	411,118	11,061	422,179	3,128	0	0	7,933

節		説	明
区分	金額		
13 委託料	千円 11,061	○観光振興の推進 観光振興事業	千円 11,061 11,061

議案第 49 号

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

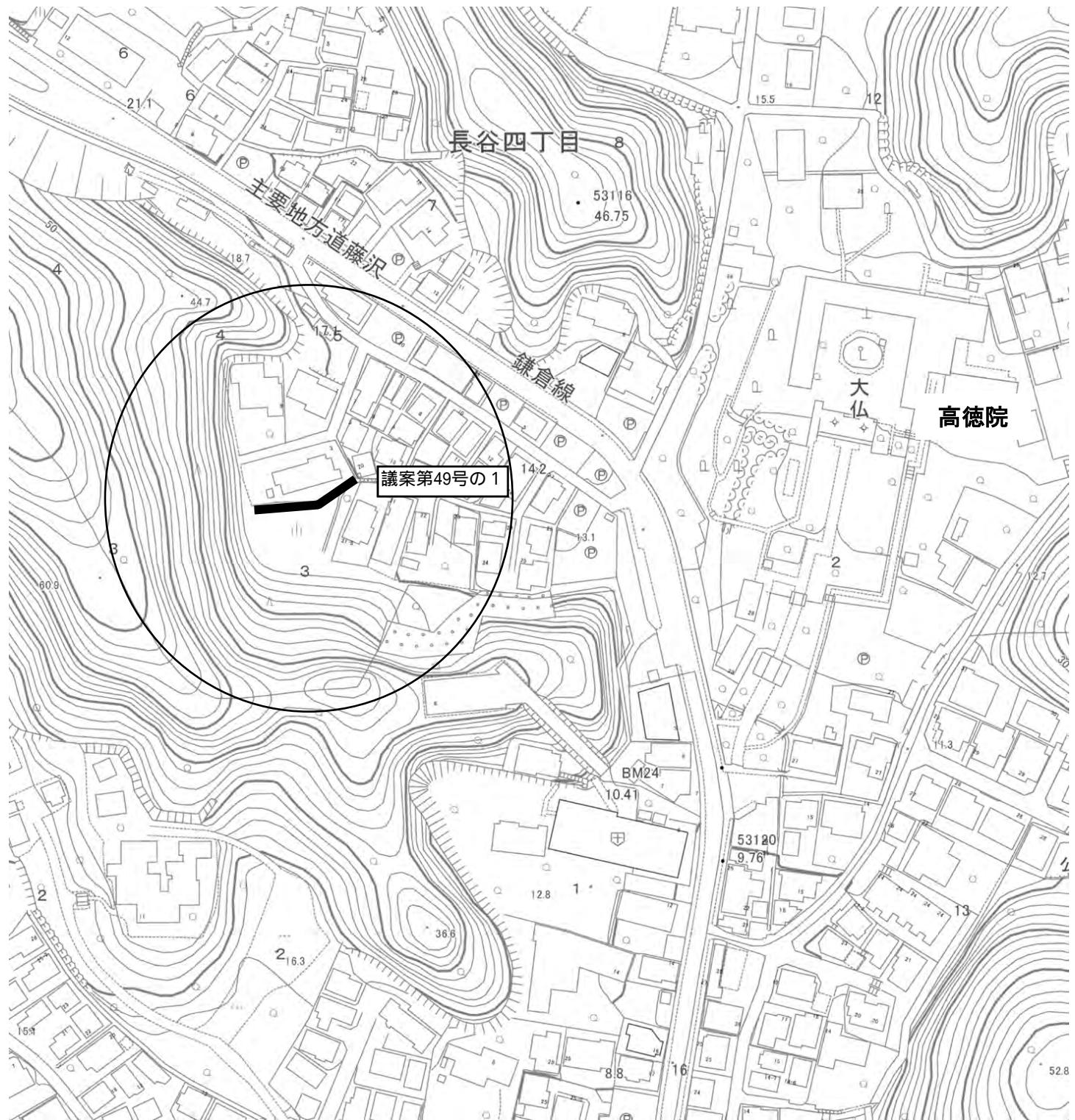
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	長 谷 四 丁 目	541番3	長 谷 四 丁 目	542番	1. 18～1. 22	36. 84	4
2	長 谷 四 丁 目	542番	長 谷 四 丁 目	544番10	1. 18～1. 42	23. 12	5
3	鎌 倉 山 二 丁 目	1585番14	鎌 倉 山 二 丁 目	1585番23	5. 00～16. 13	38. 68	6
4	腰 越 四 丁 目	237番3	腰 越 四 丁 目	248番1	6. 58～6. 75	65. 20	7
5	上町屋字 山 ノ 根	689番	上町屋字 山 ノ 根	688番	1. 51	15. 30	8

# 案内図

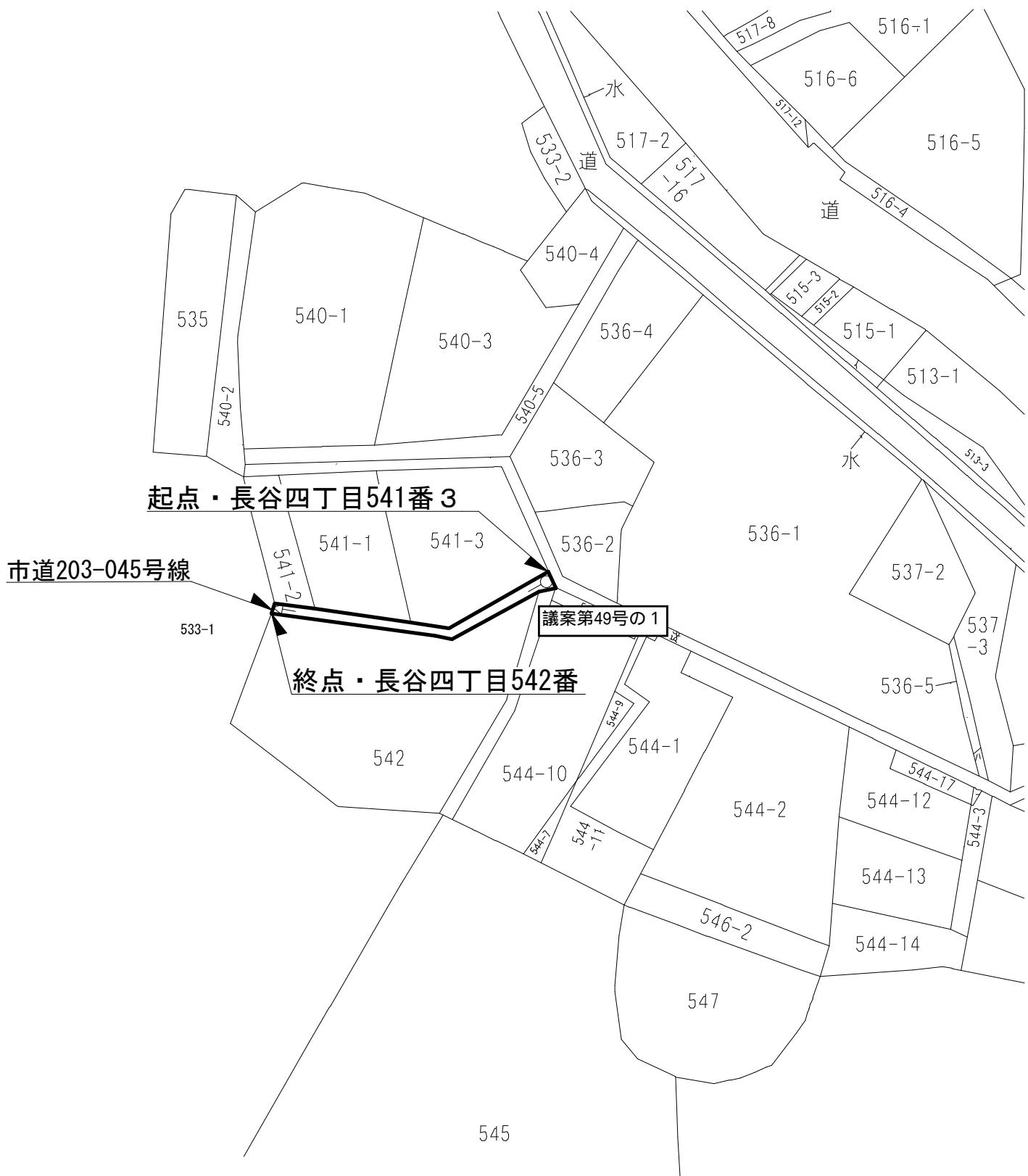
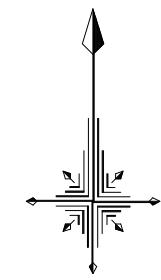
## 図面番号 4



凡例 ■ 廃止箇所



公図写  
図面番号 4



# 案内図

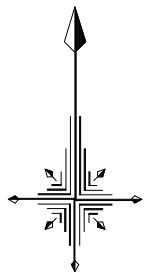
## 図面番号 5



凡例 ■ 廃止箇所

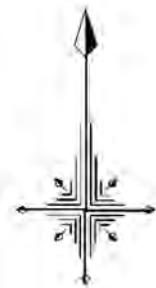


公図写  
図面番号5



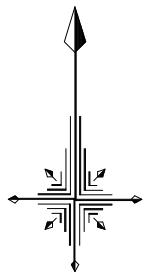
# 案内図

## 図面番号 6



凡例 ■ 廃止箇所

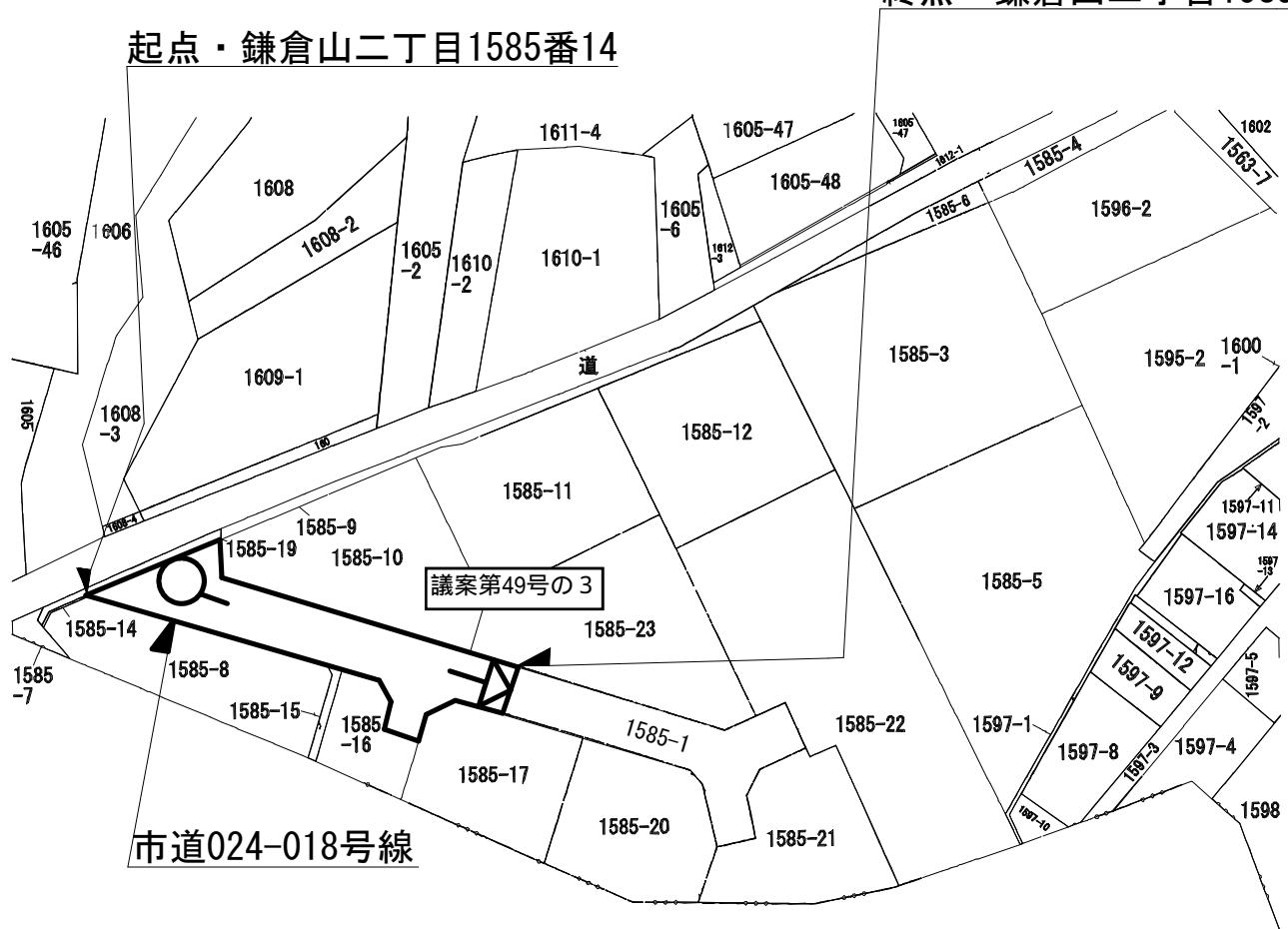




公図写  
図面番号 6

終点・鎌倉山二丁目1585番23

起点・鎌倉山二丁目1585番14



# 案内図

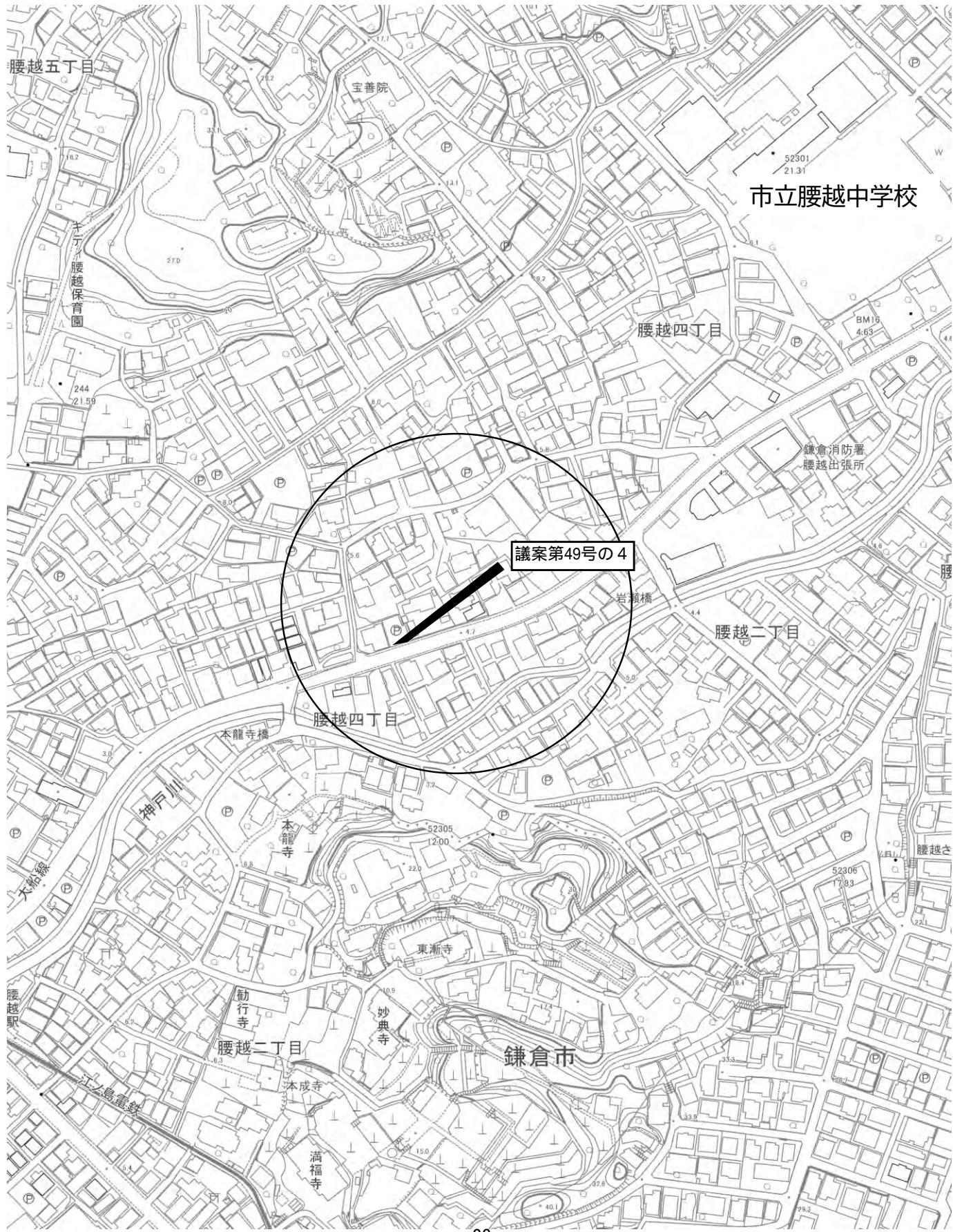
## 図面番号 7

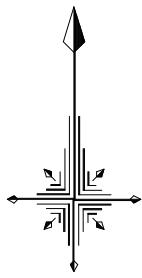


凡例

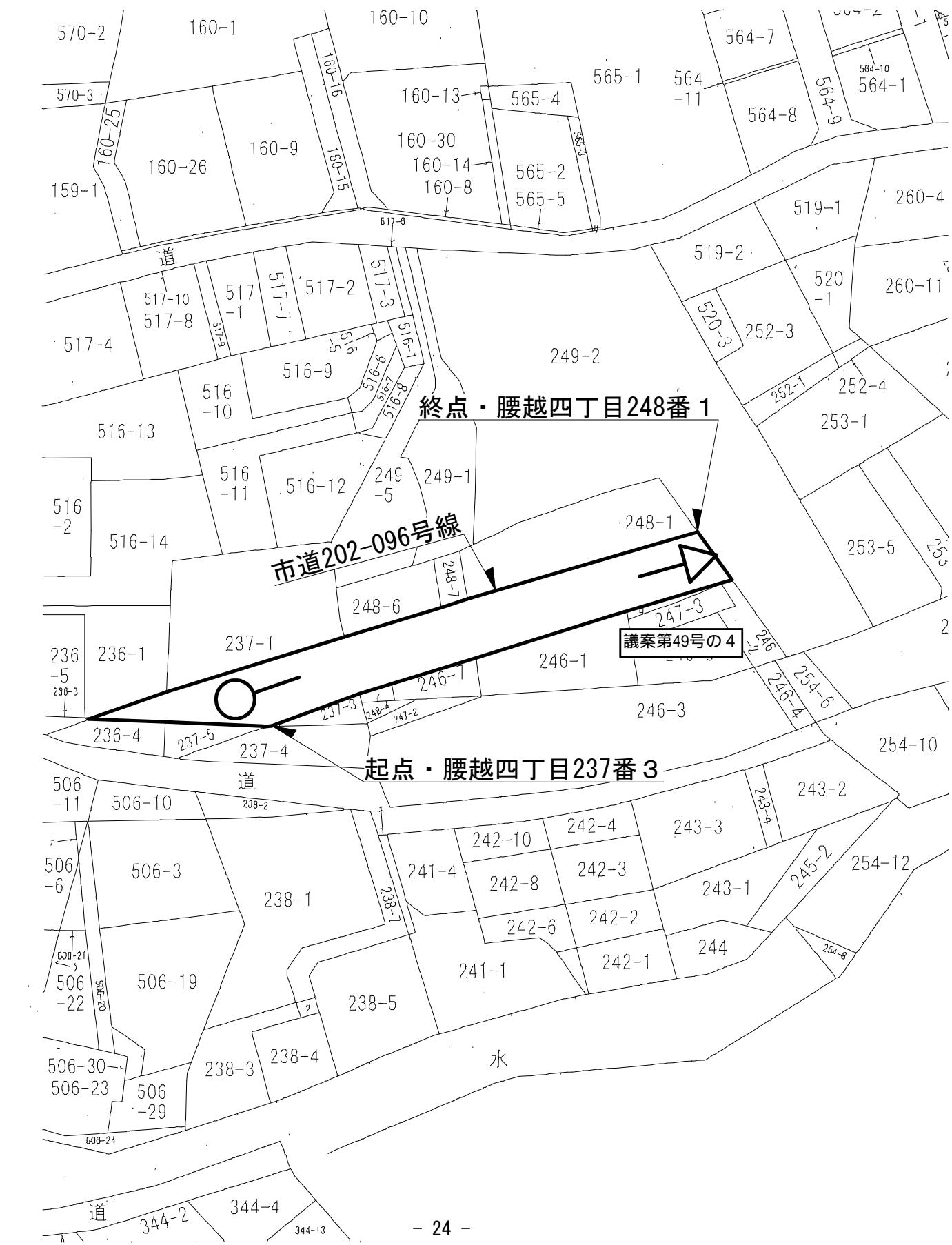


廃止箇所





公図写  
図面番号 7

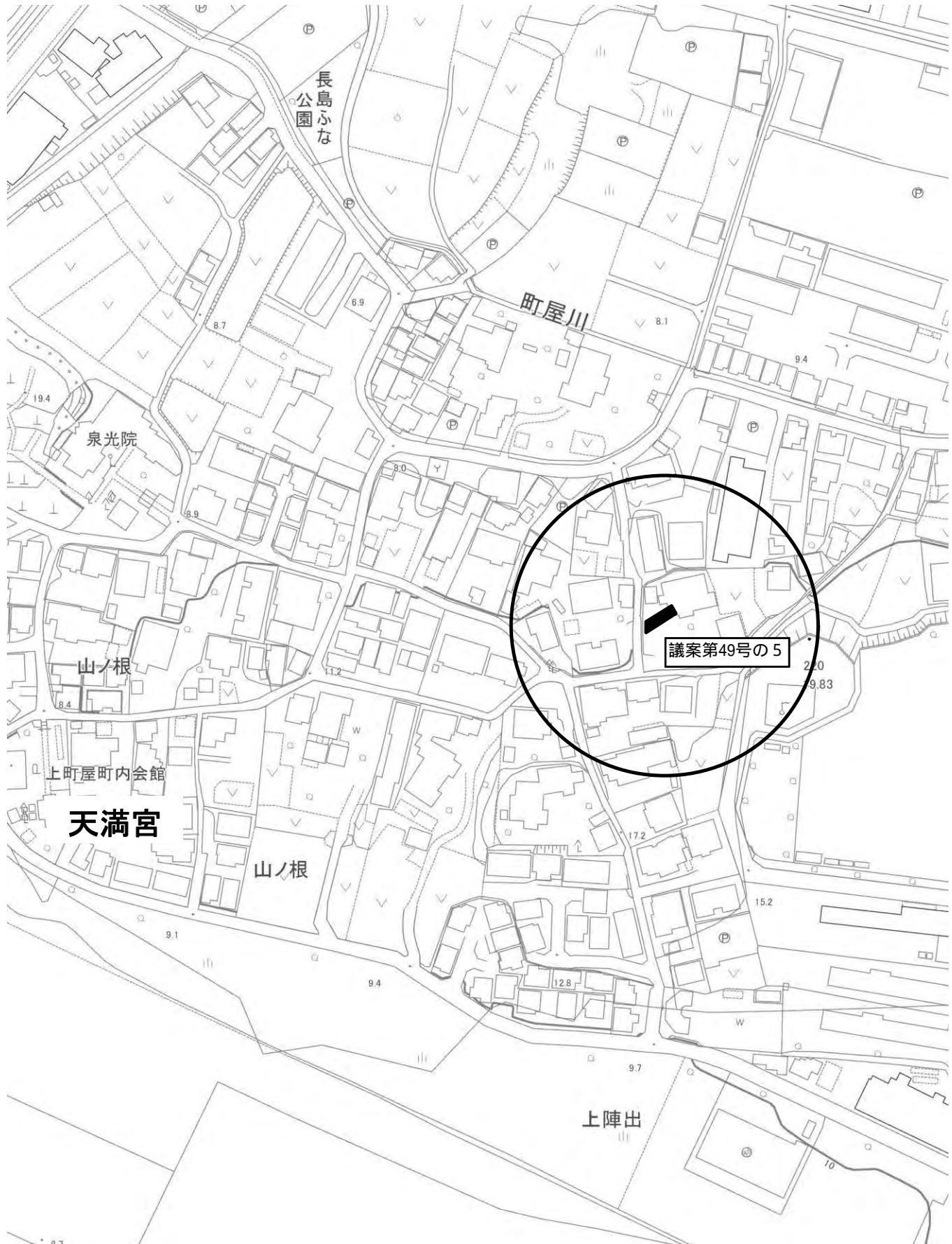


# 案内図

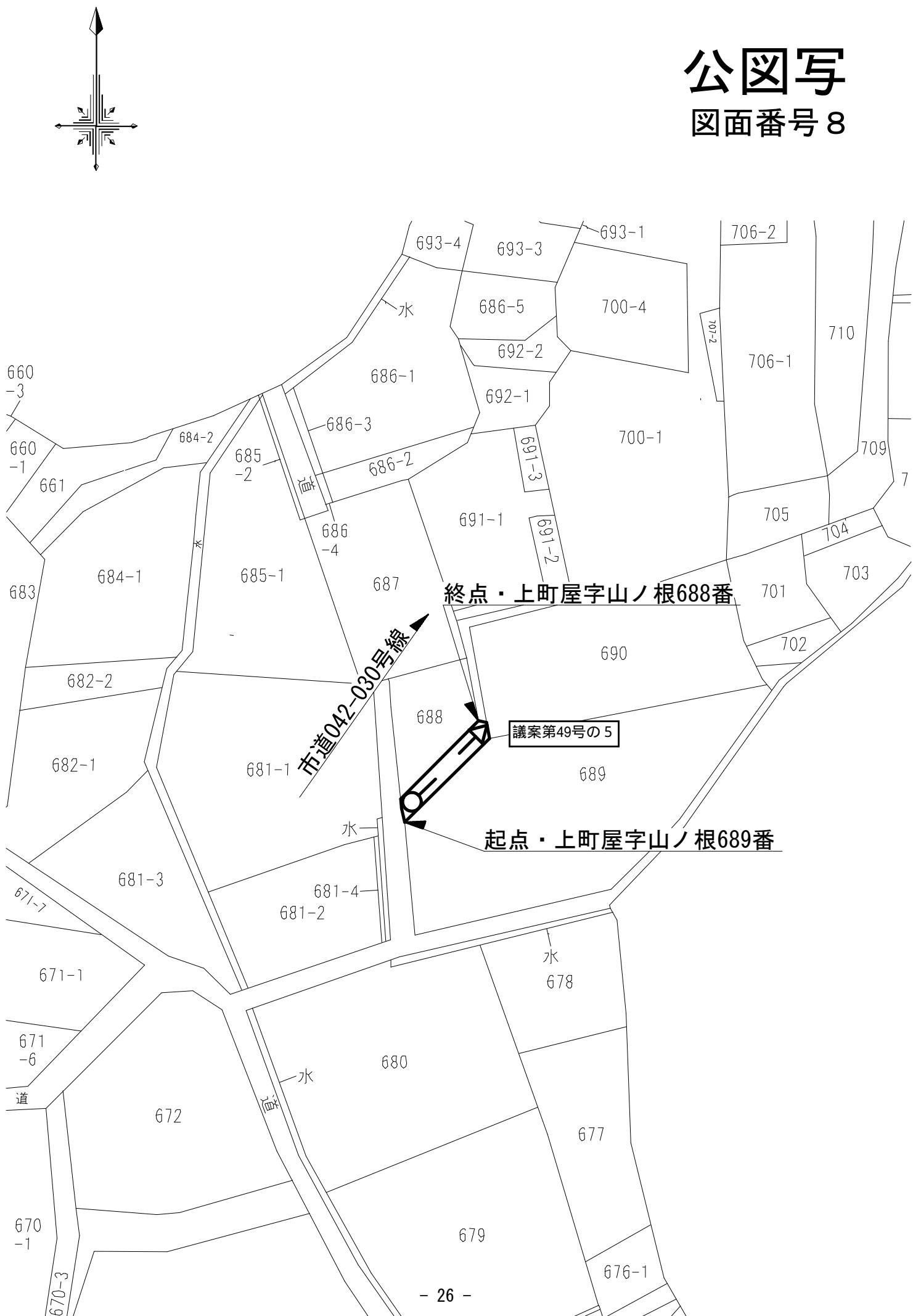
## 図面番号 8



凡例 ■ 廃止箇所



公図写  
図面番号 8



議案第 50 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

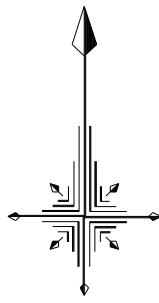
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	鎌倉山 二 丁 目	1585番14	鎌倉山 二 丁 目	1585番22	5.00～16.13	65.78	4



凡例

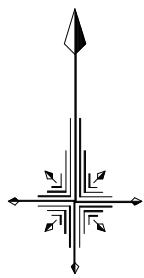


認定箇所

# 案内図

## 図面番号 4



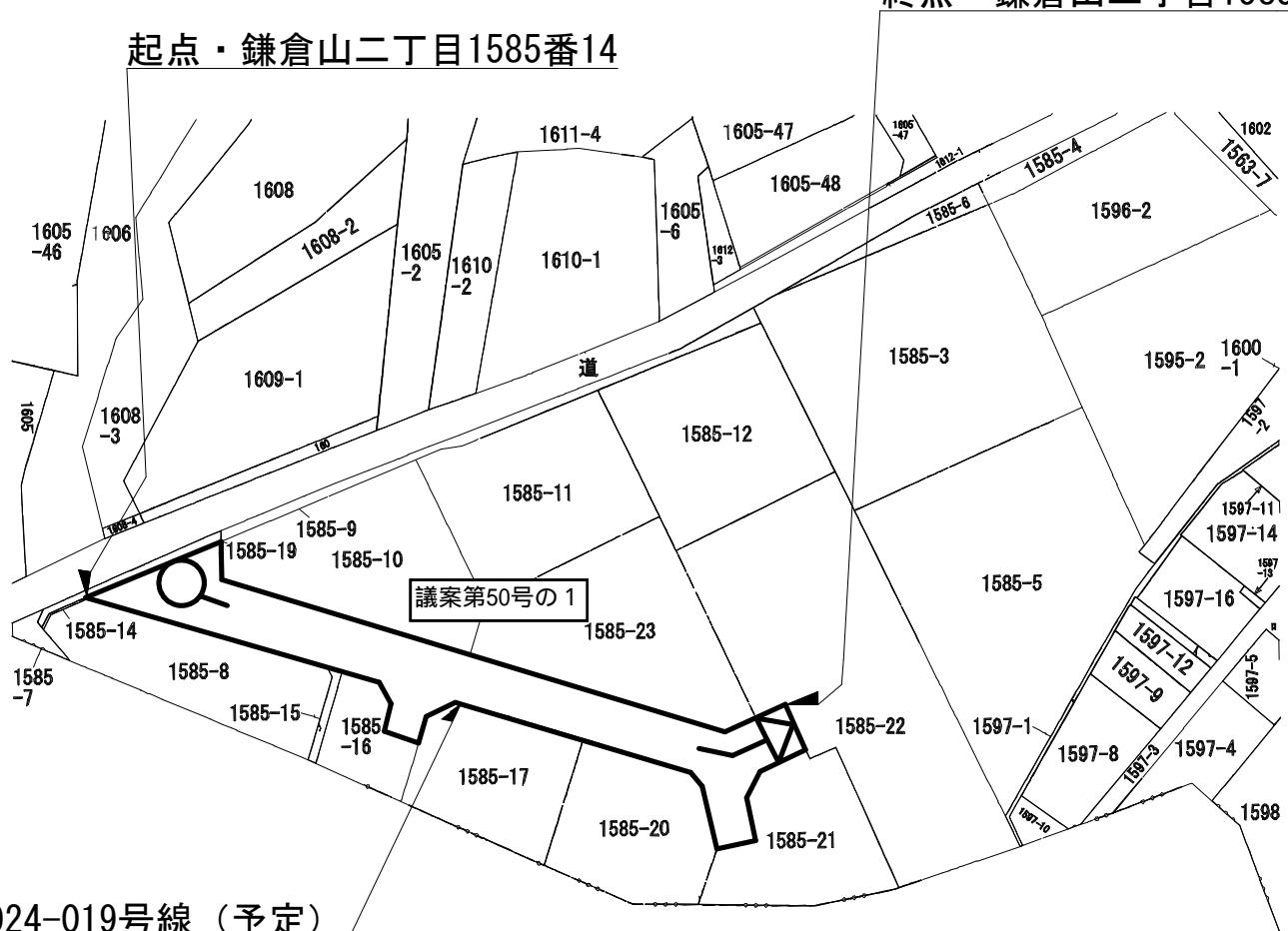


# 公図写

## 図面番号 4

終点・鎌倉山二丁目1585番22

起点・鎌倉山二丁目1585番14



市道024-019号線（予定）

工事請負契約の変更について

さきに、令和 6 年（2024年）6 月定例会議案第 7 号及び令和 7 年（2025年）2 月定例会議案第 64 号をもって議決され、市長専決処分によって契約金額を増額した鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について、次のとおり変更するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- |                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額                         | 374,440,000円 |
| (2) 令和 7 年（2025年）2 月定例会<br>議決後の契約金額 | 384,536,900円 |
| (3) 市長専決処分による<br>増額後の契約金額           | 390,009,400円 |
| (4) 今回の変更による増額分                     | 5,361,400円   |
| (5) 今回の変更後の契約金額                     | 395,370,800円 |

「参考」

## 工事請負変更仮契約書

工事名称	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事										
工事場所	鎌倉市材木座六丁目20番先										
請負代金額	■増額			¥	5	3	6	1	4	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	4	8	7	4	0	0	0
その他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。										
本仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとする。											

令和6年（2024年）6月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)11月12日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号  
鎌倉土建株式会社  
代表取締役 菅尾 成彦

別表 1 (第40条関係)

支払限度額		
<u>令和 5 年度</u>	0	円
<u>令和 6 年度</u>	140, 415, 000	円
<u>令和 7 年度</u>	208, 150, 800	円
<u>令和 8 年度</u>	46, 805, 000	円

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額		
<u>令和 5 年度</u>	0	円
<u>令和 6 年度</u>	140, 415, 000	円
<u>令和 7 年度</u>	208, 150, 800	円
<u>令和 8 年度</u>	46, 805, 000	円

工事請負契約の変更について

さきに、令和 7 年（2025年）6 月定例会議案第 6 号をもって議決された鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事について、次のとおり変更するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- (1) 当初の契約金額 891,000,000円
- (2) 変更による増額分 10,637,000円
- (3) 変更後の契約金額 901,637,000円

「参考」

## 工事請負変更仮契約書

工事名称	鎌倉地域漁業支援施設防波堤工事										
工事場所	鎌倉市坂ノ下26番先										
請負代金額	■増額		¥	1	0	6	3	7	0	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	9	6	7	0	0	0	0	0
その他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。										
本仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとする。											

令和7年（2025年）6月27日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)11月11日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇

受注者 横須賀市金谷2丁目2番10号  
ユタカ建設株式会社  
代表取締役 勝村知由

別表 1 (第40条関係)

支払限度額
<u>令和 6 年度 0 円</u>
<u>令和 7 年度 367,037,000 円</u>
<u>令和 8 年度 340,100,000 円</u>
<u>令和 9 年度 194,500,000 円</u>

別表 2 (第40条関係)

出来高予定額
<u>令和 6 年度 0 円</u>
<u>令和 7 年度 367,037,000 円</u>
<u>令和 8 年度 340,100,000 円</u>
<u>令和 9 年度 194,500,000 円</u>

負担付き寄附による現金の受納について

次のとおり、現金を負担付きの寄附として受納するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 寄附の目的

野村総合研究所跡地利用者の用に供するため。

2 寄附の対象

金 1,903,000円

3 負担の内容

鎌倉市は、当該現金を野村総合研究所跡地内仮設トイレ修繕に使用すること。

4 寄附者

[REDACTED]  
[REDACTED]

指定管理者の指定について

鎌倉市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 公の施設の名称

名越やすらぎセンター

腰越なごやかセンター

教養センター

今泉さわやかセンター

玉縄すこやかセンター

2 指定管理者となる団体

鎌倉市御成町20番21号

社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会

会長 兵藤 芳朗

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31  
日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市営住宅等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市営住宅等

2 指定管理者となる団体

横浜市中区日本大通33番地

一般社団法人かながわ土地建物保全協会

会長 石塚 裕之

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31

日まで

指定管理者の指定について

鎌倉市腰越漁港の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市腰越漁港

2 指定管理者となる団体

鎌倉市腰越二丁目 9 番 1 号

腰越漁業協同組合

代表理事組合長 池田 威知朗

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31

日まで

議案第 57 号

公有水面埋立に関する意見の提出について

鎌倉地域漁業支援施設整備における坂ノ下地先の公有水面埋立免許の出願について、神奈川県知事から鎌倉市長の意見を求められたので、異議ない旨を陳述するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

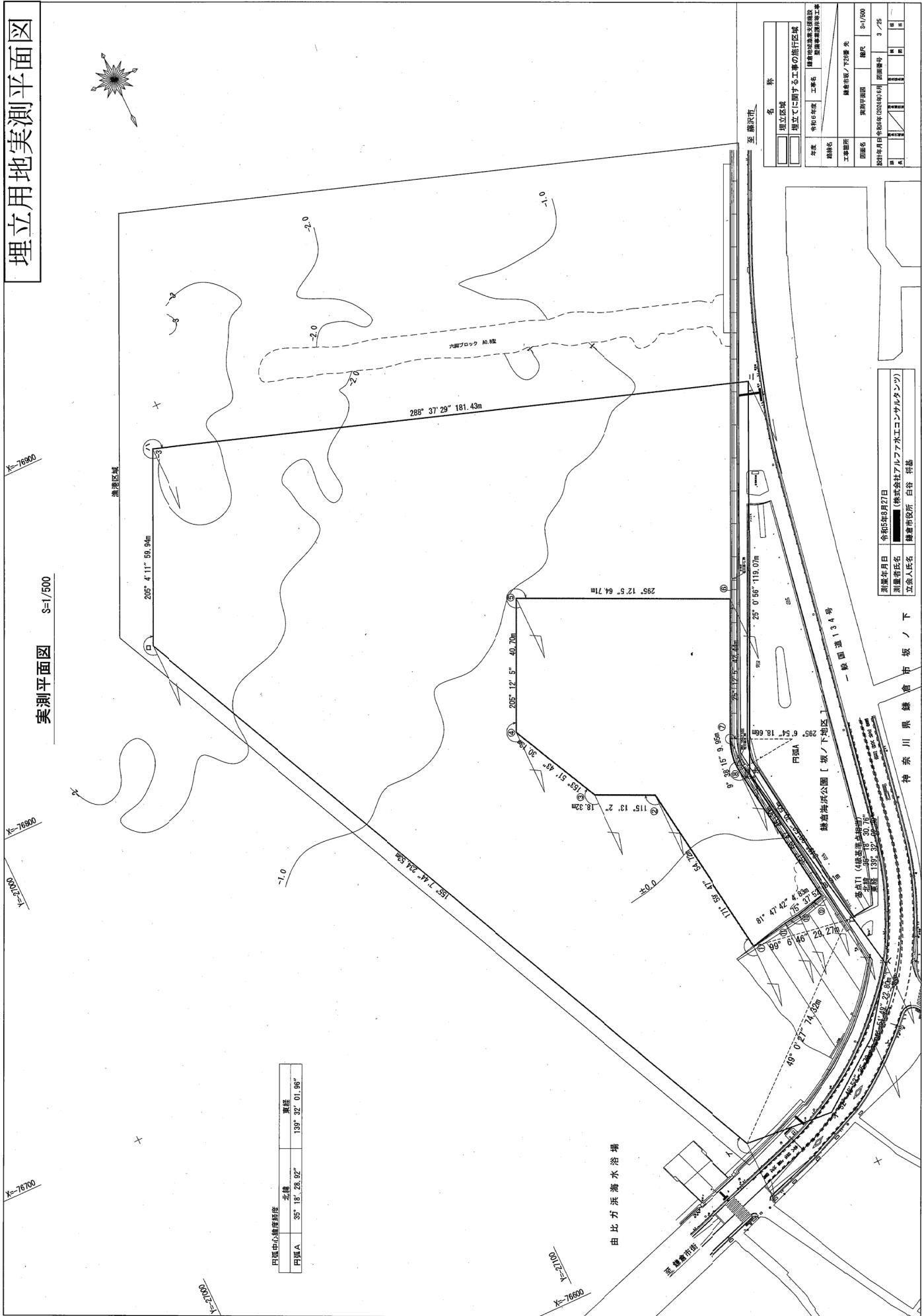
（提案理由）

鎌倉地域漁業支援施設整備事業における鎌倉市坂ノ下290番の13及び290番の4の地先公有水面埋立免許の出願について、神奈川県知事から市長の意見を求められたものである。



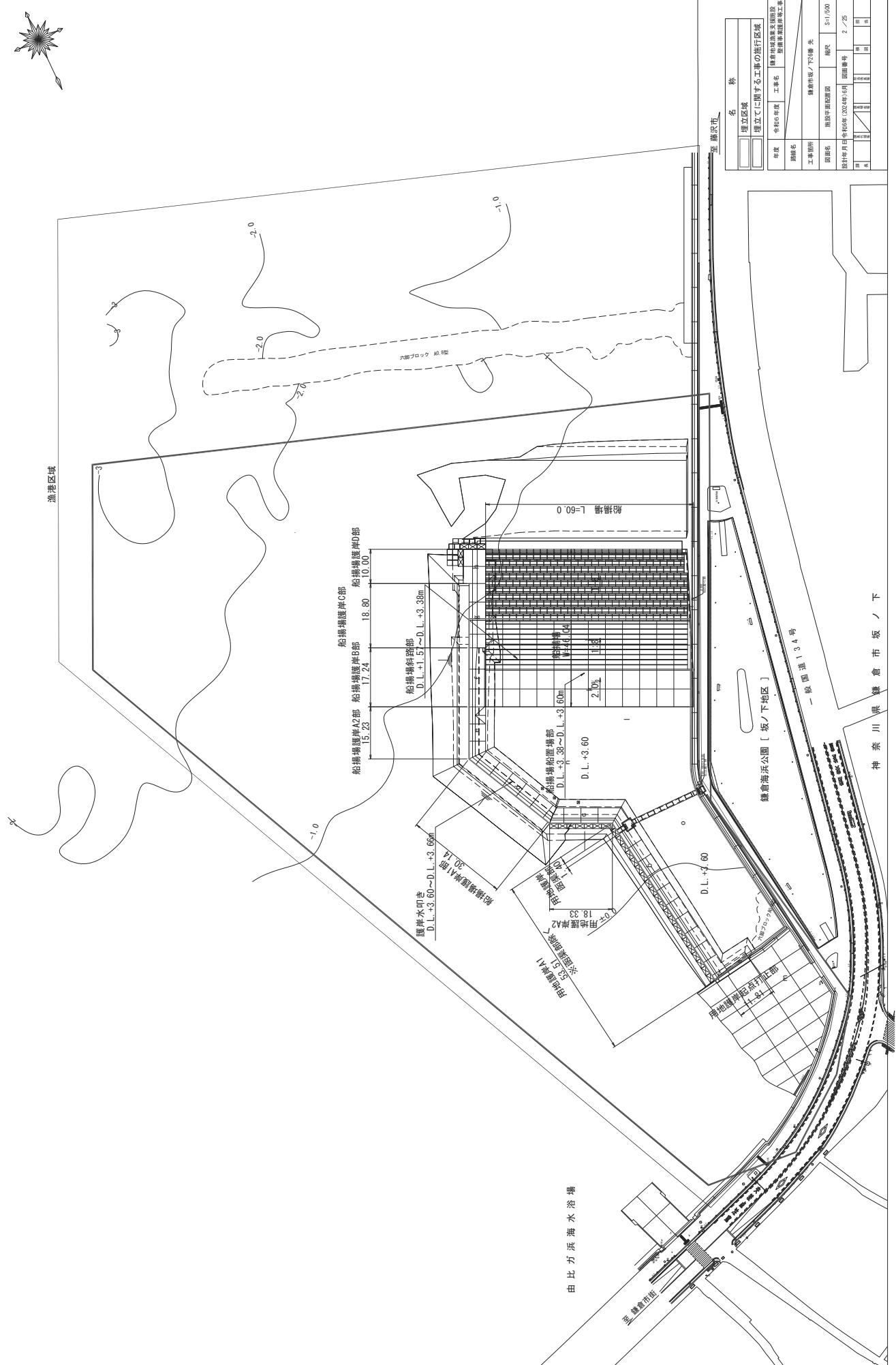
# 埋立用地実測平面図

実測平面図 S=1/500



埋立用地施設平面配置図

施設平面配置図 S=1/500



議案第 58 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に  
属する損害賠償の額の決定について

令和 7 年（2025年）9月 5 日、鎌倉市 [REDACTED] で発生し  
た緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 88,000円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]  
[REDACTED]

議案第 59 号

鎌倉歴史文化交流館の企画展に係る業務に起因する事故  
による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和 7 年(2025年)3 月 15 日から 6 月 21 日までの期間で開催した、  
鎌倉歴史文化交流館の企画展における借用史料の汚損事故に係る損  
害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年 (2025年) 12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 187, 550円

2 損害賠償の相手方 岩手県西磐井郡平泉町平泉花立44  
平泉文化遺産センター  
館長 高 橋 国 博

議案第 60 号

鎌倉市いじめ防止対策推進条例の制定について

鎌倉市いじめ防止対策推進条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

## 鎌倉市いじめ防止対策推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市（以下「市」という。）の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、法第1条に規定するいじめの防止等をいう。

3 この条例において「学校」とは、鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年3月条例第14号）第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、法第2条第4項に規定する保護者をいう。

### (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校に加え、国、神奈川県、市、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめ防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、いじめを受けたとき、又はいじめが行われていることを知ったとき(いじめの疑いがあると認めたときを含む。)は、その保護者、学校又はいじめの防止等に關係する機関及び団体に速やかに相談するよう努めるものとする。

(市及び教育委員会の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に關係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、この条例に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該対策に係る体制を整備するものとする。

3 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

4 鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び教職員の責務)

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 児童等の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者として、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを認識し、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し規範意識を養うための指導その他必要な指導に努めるものとする。

2 児童等の保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 児童等の保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のた

めの措置に協力するよう努めるものとする。

(鎌倉市いじめ防止基本方針の策定)

第8条 市は、法第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針の策定)

第9条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、法第13条に規定する当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡協議会の所掌事務)

第11条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(連絡協議会の組織)

第12条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（次条及び第14条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学校の教職員
- (5) 市職員

(連絡協議会の委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第14条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(鎌倉市いじめに関する調査委員会の設置)

第15条 法第14条第3項の規定に基づき、鎌倉市いじめに関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第16条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。)その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(調査委員会の組織)

第17条 調査委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第18条 第13条及び第14条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(鎌倉市いじめ問題再調査委員会の設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(再調査委員会の所掌事務)

第20条 再調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議するものとする。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育又は人権に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第23条 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(準用)

第24条 第14条の規定は、再調査委員会の委員及び臨時委員について準用する。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

(いじめ問題対策連絡協議会及びいじめに関する調査委員会条例及びいじめ問題再調査委員会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（平成26年7月条例第7号。次項において「連絡協議会及び調査委員会条例」という。）

(2) 鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年7月条例第8号。次項において「再調査委員会条例」という。）

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の連絡協議会及び調査委員会条例第3条第2項の規定により委嘱若しくは任命されている委員又は同条例第7条第2項の規定により委嘱されている委員は、第12条第2項の規定により委嘱若しくは任命された委員又は第17条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、これらの委員の任期は、廃止前の連絡協議会及び調査委員会条例の規定により委嘱又は任命された委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の再調査委員会条例第2条第2項又は第4条第2項の規定により委嘱されている委員又は臨時委員は、第21条第2項又は第23条第2項の規定により委嘱された委員又は臨時委員とみなす。この場合において、当該委員又は当該臨時委員の任期は、廃止前の再調査委員会条例の規定により委嘱された委員又は臨時委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

(準備行為)

5 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。

議案第 61 号

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市教育センター条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年（2026年）4 月 1 日付の組織の見直しに伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市事務分掌条例及び鎌倉市教育センター条例の一部を改正する条例

(事務分掌条例の一部改正)

第1条 鎌倉市事務分掌条例（平成7年12月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

政策部

総務部

市民防災部

文化観光部

健康福祉部

環境部

都市政策部

都市調整部

都市整備部

第2条の表を次のように改める。

政策部

- (1) 市政の総合的企画及び調整についての事項
- (2) 特命事項の推進についての事項
- (3) I C T の活用及び行政改革についての事項
- (4) 事務及び組織の管理についての事項
- (5) 秘書についての事項
- (6) 広報及び広聴についての事項
- (7) 地域共生についての事項
- (8) 市民相談についての事項
- (9) 人権及び男女共同参画についての事項

総務部

- (1) 市議会についての事項
- (2) 文書及び統計についての事項
- (3) 情報公開及び個人情報保護についての事項
- (4) 財政についての事項
- (5) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生についての事項
- (6) コンプライアンスについての事項
- (7) 契約及び工事検査についての事項

(8) 市税及び債権回収についての事項

市民防災部

- (1) 地域のつながりについての事項
- (2) 市民活動についての事項
- (3) 危機管理についての事項
- (4) 総合防災についての事項
- (5) 市民安全についての事項
- (6) 戸籍及び住民記録についての事項
- (7) 支所についての事項

文化観光部

- (1) 文化についての事項
- (2) 国際交流についての事項
- (3) 観光についての事項
- (4) 商工業及び勤労者福祉についての事項
- (5) 農水産業についての事項
- (6) スポーツについての事項

健康福祉部

- (1) 福祉政策についての事項
- (2) 保健衛生についての事項
- (3) 国民健康保険及び国民年金についての事項
- (4) 介護保険についての事項
- (5) 社会福祉についての事項

環境部

- (1) 環境政策についての事項
- (2) 廃棄物の処理及び清掃についての事項

都市政策部

- (1) 都市政策の企画及び調整についての事項
- (2) 都市計画についての事項
- (3) 交通計画及び交通安全についての事項
- (4) 都市拠点の整備についての事項

都市調整部

- (1) 開発事業の調整についての事項
- (2) 都市景観についての事項
- (3) 開発及び建築の指導についての事項

(4) 市有財産等についての事項

都市整備部

- (1) 道路についての事項
- (2) 下水道及び河川についての事項
- (3) 緑地の保全及び緑化についての事項
- (4) 公園についての事項
- (5) がけ地についての事項

(教育センター条例の一部改正)

第2条 鎌倉市教育センター条例（平成13年12月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び研修、」を「、研修並びに」に、「提供並びに相談及び指導等」を「提供等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(職員定数条例の一部改正)

2 鎌倉市職員定数条例（昭和24年8月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び6月を限度として臨時に雇用する職員」を「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は第22条の3の規定により任用される者」に改める。

第2条第1項第1号中「975人」を「805人」に改め、同項第7号中「180人」を「350人」に改める。

(青少年会館条例の一部改正)

3 鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項、第4条第2項及び第5条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条第2号中「青少年活動（）の次に「教育委員会が」を加える。

第8条第2号及び第3号、第9条並びに第12条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第14条中「事項は、」の次に「教育委員会が」を加える。

(手数料条例の一部改正)

4 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正す

る。

別表市長の部総務部関係の款第8項及び第9項を削る。

別表市長の部市民防災部関係の款第19項を削り、同款の次に次の1款を加える。

#### 文化観光部関係

1 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき 8,390円
2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分に関する証明の申請に対する審査	農用地証明申請手数料	300円
3 漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定に基づく漁業権の内容たる漁業の免許の申請に係る組合員の世帯数調書に関する証明の申請に対する審査	組合員世帯数調書 証明申請手数料	300円

別表市長の部環境部関係の款の次に次の1款を加える。

#### 都市政策部関係

市境界確定図の交付	市境界確定図交付 手数料	300円
-----------	-----------------	------

別表市長の部都市景観部関係の款名を「都市調整部関係」に改め、同款に次の2項を加える。

124 土地境界確定図の交付	土地境界確定図交付手数料	300円
125 土地の境界の確定に関する証明の申請に対する審査	土地境界承認申請手数料	300円

別表市長の部都市整備部関係の款第4項から第6項までを削る。

別表備考中「都市景観部関係」を「都市調整部関係」に改める。

#### (調整規定)

- 5 この条例及び鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例（令和7年12月条例第●号）に同一の条例の規定についての改正規定

がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の  
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する條  
例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物  
の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、マ  
ンションの建替え等の円滑化に関する法律が改正されることに伴  
い、規定の整備を行うものである。

## 鎌倉市建築審査会条例及び鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

(建築審査会条例の一部改正)

第1条 鎌倉市建築審査会条例（昭和56年12月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第2項」に改め、同項第3号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第2項」に改める。

(手数料条例の一部改正)

第2条 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第99項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項」に改め、「基づく容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンション」を、「の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 63 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第9号中「第15条第41項」を「第15条第40項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年（2025年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を期間の満了に伴い削除するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表N P O 法人スローライフ障害者地域活動支援センターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたこと等から、関連条項を整備するものである。

## 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 例等の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「限定保育士」という。）を含む。第29条第1項及び第2項、第31条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項において同じ。」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）」に改める。

第27条第1号及び第2号中「限定保育士」を「地域限定保育士、国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家

戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第46条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年10月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

鎌倉市介護保険条例の一部を  
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

介護保険法に規定する保健福祉事業の実施について新たに定める  
とともに、鎌倉市介護保険運営協議会で当該事業について調査審議  
できるよう規定の整備を行うものである。

## 鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 介護保険運営協議会（第15条）」を 「第4章 介護保険運営協議会（第15条）  
福祉事業（第15条の2）」に改める。

第15条第2項中「法第8条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」を「介護保険制度の運営」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

### 第4章の2 保健福祉事業

第15条の2 市は、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。

2 前項の保健福祉事業に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 67 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

消防庁通知に基づき、林野火災の予防について必要な事項を定めるとともに、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限及び火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について規定の整備を行うものである。

## 鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

### 目次中

- 「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」  
「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第30条の2—第30条の7）」  
第3章の3 林野火災の予防（第30条の8・第30条の9）」  
改める。

第30条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第6号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

#### （林野火災に関する注意報）

第30条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限）

第30条の9 消防長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第46条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和 7 年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第 5 号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53,299 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,068,085 千円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」によ  
る。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）12 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
70 寄附金		3,017,221	1,903	3,019,124
	5 寄附金	3,017,221	1,903	3,019,124
80 繰越金		719,329	58,896	778,225
	5 繰越金	719,329	58,896	778,225
90 市債		4,436,000	△7,500	4,428,500
	5 市債	4,436,000	△7,500	4,428,500
歳 入 合 計		82,014,786	53,299	82,068,085

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		10,257,453	34,511	10,291,964
	5 総務管理費	8,171,709	34,511	8,206,220
15 民生費		33,922,838	△6,962	33,915,876
	5 社会福祉費	15,641,988	△6,962	15,635,026
20 衛生費		8,724,116	6,595	8,730,711
	15 環境対策費	376,246	6,595	382,841
45 土木費		12,301,867	8,000	12,309,867
	10 道路橋りょう費	1,274,690	8,000	1,282,690
55 教育費		7,956,691	11,155	7,967,846
	10 小学校費	2,044,870	11,155	2,056,025
歳 出 合 計		82,014,786	53,299	82,068,085

第2表 繼続費補正

## 1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	05 社会福祉費	介護医療院整備 費補助事業	50,000	千円 7	千円 10,000	50,000	千円 7	千円 0
				8	35,000		8	7,500
				9	5,000		9	30,000
				10	—		10	12,500
55 教育費	10 小学校費	御成小学校旧講堂改修事業	889,053	7	222,263	889,053	7	222,263
				8	444,526		8	111,131
				9	222,264		9	444,526
				10	—		10	111,133

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業 ( 庁舎管理事務分 )	千円 4,608
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業 ( 庁用器具管理事務分 )	2,064
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業 ( 事務管理事務分 )	4,322
10 総務費	05 総務管理費	旧諸戸邸装飾等補修計画及び 耐震改修実施設計業務委託事業	27,000
10 総務費	05 総務管理費	歴史的風致維持向上計画 ( 第2期計画 ) の策定支援 業務委託事業	9,120
10 総務費	05 総務管理費	機構改革事業 ( 情報化推進事業分 )	16,720
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持補修事業 市道 035-013号線外	64,350
45 土木費	25 住宅費	市営住宅集約化事業	2,743,668

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉センター一 管 理 運 営 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	千円 1,061,571
海水浴場砂防柵設置・撤去 及びなぎさ整地事業費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	12,309
海水浴場監視所・仮設 トイ レ 等 設 置 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	20,475
大船駅東口自転車等駐車場 修 繕 等 工 事 積 算 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	5,533
湘南深沢駅自転車等駐車場 設 置 及 び 撤 去 業 務 委 託 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	18,348
道路維持補修事業費 (市道025-015号線外)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	84,403
道路維持補修事業費 (市道004-000号線)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	80,234
市営住宅管理運営事業費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	187,121
鎌倉市立小中学校屋内運動 場空調整備事業者発注支援 業 務 費 (小 学 校 分 )	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	30,246
鎌倉市立小中学校屋内運動 場空調整備事業者発注支援 業 務 費 (中 学 校 分 )	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	17,014
海 浜 公 園 プ ー ル 監 視 等 業 務 事 業 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	27,060

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 63,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 56,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,436,000				4,428,500			

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,038 千円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,401,579 千円とす  
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」  
による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越し  
て使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年（2025 年）12 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 国民健康保険料		3,840,916	2,000	3,842,916
	5 国民健康保険料	3,840,916	2,000	3,842,916
40 繰入金		1,572,060	3,038	1,575,098
	5 他会計繰入金	1,332,060	3,038	1,335,098
	歳 入 合 計	16,396,541	5,038	16,401,579

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 335, 174	千円 3, 038	千円 338, 212
30 諸支出金	5 総務管理費	242, 735	3, 038	245, 773
	5 償還金利子及び還付加算金	18, 449	2, 000	20, 449
	歳 出 合 計	16, 396, 541	5, 038	16, 401, 579

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
05 総務費	05 総務管理費	機構改革事業	千円 3,038

令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計  
補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、  
次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」とい  
う。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（1）管渠事業費	529,659千円	△92,400千円	437,259千円
（資本的収入及び支出）			

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対し  
て不足する額 1,628,998 千円は、過年度分損益勘定留保資金 195,821  
千円、当年度分損益勘定留保資金 1,255,267 千円及び減債積立金  
177,910 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支  
出額に対して不足する額 1,631,598 千円は、過年度分損益勘定留保  
資金 41,108 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,255,267 千円及び減  
債積立金 335,223 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入  
及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

收 入

第 1 款 資本的収入	2,133,896千円	△95,000千円	2,038,896千円
第 1 項 企業債	680,700千円	△95,000千円	585,700千円

支 出

第 1 款 資本的支出	3,762,894千円	△92,400千円	3,670,494千円
-------------	-------------	-----------	-------------

## 第1項 建設改良費

990,691千円

△92,400千円

898,291千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、  
期間及び限度額を次のとおり補正する。

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共下水道（汚水）築造事業費（台枝線 第2工区）	令和7年度から 令和8年度まで	132,000

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額			補正限度額				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 680,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年以降繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金及び地 方公共團体機 構資金につ いて、利 率の見 直しを行 つた後 の利 率)	政府資金について は、その貸付条件によ り、銀行その他 の場合は、借入 れの日から据 置期間を含 め、40年以 内に償還す る。なお、市 財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還または 低利に借換 えすること ができる。	千円 585,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等による起債の全部または一部を翌年以降繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政 府資金及び地 方公共團体機 構資金につ いて、利 率の見 直しを行 つた後 の利 率)	政府資金について は、その貸付条件によ り、銀行その他 の場合は、借入 れの日から据 置期間を含 め、40年以 内に償還す る。なお、市 財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還または 低利に借換 えすること ができる。

令和7年（2025年）12月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 18 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の  
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）6 月 17 日、鎌倉市極楽寺二丁目 9 番先路上で発生した、都市整備部作業センター用務で稼働中の 2 トンダンプ車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 389,400円

2 損害賠償の相手方 鎌倉市極楽寺一丁目 1 番 5 号  
宗教法人成就院  
代表役員 原 公 泰

3 処分の日 令和 7 年（2025年）11月 6 日

報告第 19 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）7月 26 日、鎌倉市稻村ガ崎三丁目 9 番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 8,800円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

[REDACTED]

3 処分の日 令和 7 年（2025年）9 月 16 日

報告第 20 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）7月 30 日、鎌倉市大町六丁目 6 番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 8,800円

2 損害賠償の相手方 横須賀市長坂三丁目 31番 3 号  
株式会社横須賀板硝子建材センター  
代表取締役 長沼 謙一郎

3 処分の日 令和 7 年（2025年）10月 30 日

報告第 21 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する  
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）9月 14 日、鎌倉市山崎1313番地先で発生した  
道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次  
とおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）12月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 328,771円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

3 処分の日 令和 7 年（2025年）11月 10 日